

媒介契約書の特約事項に基づいて 固定資産評価証明書等の交付申請をされる場合の留意事項

固定資産所有者の個人情報の保護及び適正な証明書の交付のため、媒介契約書の特約事項に基づいて固定資産評価証明書等を申請する場合には、次の留意事項を必ずお読みください。

- 1 媒介契約書は、原本を提示してください。なお、福生市では電子署名を確認する体制を有していないため、電子契約の場合は、委任状の提出が必要です。
- 2 本人確認のための運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート等の身分証明書及び社員証を提示してください。なお、名刺は社員証の代わりにはなりません。
- 3 媒介契約書の特約事項に証明書取得の委任事項が記載されている場合に、該当不動産の証明書の交付ができます。なお、名寄帳は、委任事項に記載がされていても交付はできません。交付申請する場合は、別途、委任状の提出が必要です。
- 4 媒介契約書は、有効期限内のものに限り受付できます。契約期間が更新されている場合には、その旨が確認できる書類を提示してください。
- 5 不動産の所有者が亡くなり、媒介契約を締結した依頼者が相続人である場合は、不動産の所有者の死亡の事実の確認ができる書類（除籍謄本等）及び、依頼者が所有者の相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）の提示が必要です。
- 6 媒介契約を締結した依頼者が所有者の代理人である場合は、代理人であることが確認できる書類（委任状等）の原本の提示が必要です。